

[事案 2020-264] 新契約無効請求

・令和3年6月7日 裁定終了

<事案の概要>

満期時に保険料が全額返還されると誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年5月に代理店を通じて契約した養老保険について、以下等の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 定期預金をするために代理店を訪問したところ、養老保険なら利息が少し増え、元本も保証されることは変わらず、保険機能が付いて良いと勧誘された。
- (2) 代理店の窓口で、立ったまま勧誘・説明を受け、申込手続きを行い、保険料を支払うまでわずか20分程度であった。
- (3) 募集人から、設計書およびパンフレットによる説明は受けず、設計書は申込日翌日に交付された。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は設計書を使用して、保険料および満期保険金額、死亡・入院保障等の内容を説明しており、元本保証であるといった説明をした事実はない。
- (2) 代理店の窓口における説明後、机に移動して座って説明を行い、保険料の支払いまでに要した時間は約50分であった。
- (3) 募集人が説明に使用した設計書には、担当者欄に上司の名前が印字されていたので、翌日、募集人の名前が印字された設計書を改めて交付した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が支払った保険料が満期時に全額返還されると誤信して申込みをしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。